

静高文連第 33 号の 2
令和 4 年 1 月 13 日

静岡県高等学校文化連盟
各加盟校 校長 様

静岡県高等学校文化連盟会長

芸術(芸能)鑑賞教室実施のためのガイドラインの改正について (通知)

日頃、本連盟の活動に御理解と御協力をいただきまして感謝申し上げます。
さて、令和 3 年 12 月 3 日付けで県の「ふじのくにシステム」による 6 段階警戒レベルが、「国評価レベル」に一本化されましたので、令和 4 年 1 月 13 日付けで「新型コロナウイルス感染症に伴う高文連主催大会に関するガイドライン」等を改定しました。
この度「芸術(芸能)鑑賞教室実施のためのガイドライン」を併せて改正しましたので、通知内容を御確認の上、今後の対応をよろしくお願いします。

記

1 添付文書

(1) 「芸術(芸能)鑑賞教室実施のためのガイドライン」(改正)

別紙 1～別紙 3 は、改正事項がないため添付を省略しています。

(2) 新旧対照表

担 当 静岡県高等学校文化連盟事務局
電 話 0 5 4 - 2 5 4 - 7 3 7 5
F A X 0 5 4 - 2 5 4 - 7 3 1 0
Mail: s-koubunren@po4.across.or.jp